（地方運輸局組織規則の一部改正）

第二条　地方運輸局組織規則の一部を次のように改正する。

附則第四条から第十四条までを削る。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。

○国土交通省令第三十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空管制技術官） **第六十六条**　（略） ２・３　（略） ４　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。 ５～９　（略）	（航空管制技術官） **第六十六条**　（略） ２・３　（略） ４　函館空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。 ５～９　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項及び第五項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（管轄区域） **第一条**　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、第一項の規定にかかわらず、空域における航空交通及び気象の状況を考慮した航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。以下同じ。）及び飛行計画の承認に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、航空交通管制部の管轄区域について特別の定めをすることができる。	（管轄区域） **第一条**　（略） ２　（略） （新設）